

## 災害時における特別措置の導入および 特定小売供給約款の変更届出について

2025年2月6日  
北陸電力株式会社

当社は、国の審議会<sup>※1</sup>において、規制料金<sup>※2</sup>に災害時における特別な措置（基本料金の割引等）を講じることが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するため、本日、経済産業大臣に特定小売供給約款の変更の届出を行いました。

なお、規制料金と同じ料金体系である従量電灯ネクストや、オール電化住宅向けのくつろぎナイト12等の低圧自由料金<sup>※3</sup>および高圧・特別高圧の料金メニューについても、規制料金と同様の措置を講じるため、供給条件の見直しを行います。

また、本特別措置の適用に際し、対象となる災害が発生する都度、対象地域やお申し込み方法などをお知らせいたします。

以上

別紙：災害時における特別措置の内容

※1 国の審議会：[第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会](#)  
(2024年3月29日開催)

※2 規制料金：一般家庭（オール電化住宅等を除く）および小規模な工場・商店等の低圧で受電されるお客さまの電気料金のうち、特定小売供給約款で定める電気料金  
(従量電灯、定額電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力)

※3 低圧自由料金：低圧で受電されるお客さまの電気料金のうち、規制料金以外の電気料金  
(使っておとくライト、従量電灯ネクスト、節電とくとく電灯、高負荷率電灯、くつろぎナイト12、ecoシフトチェンジ、エルフナイト8、エルフナイト10、エルフナイト10プラス、低圧電力ネクスト、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力(A・B・C・D)、ホワイトプラン電力(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)〔24時間通電型〕、ホワイトプラン電力(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ))

## 災害時における特別措置の内容

2025年4月1日以降に災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、被災されたお客さまに以下の特別措置を実施いたします（特別措置を実施する場合は、その都度、お知らせいたします）。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、申込書および罹災証明書の提出が必要となります。

### ① 電気料金の支払期日延長

災害発生月の前月の料金\*および災害発生月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1か月延長いたします。

※支払期日が災害発生日以降のものに限ります。

### ② 基本料金の不使用日割引

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、1日あたり基本料金を4%割引いたします。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）

### ③ 使用不能設備相当分の基本料金免除

被災された建物等の電気設備の一部が一時的に使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）

### ④ 工事費負担金等相当額の免除

以下のいずれかに該当する場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。

- ・ 被災された建物等の電気のご契約を廃止された地点で新たに電気のご契約をお申し込みいただいた場合。なお、災害により電気のご契約を廃止された時点の契約電力を上回るときを除きます。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）
- ・ 被災された建物等の再建のため、臨時電灯または臨時電力のお申し込みをいただいた場合。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）
- ・ 被災された建物等の再建のため、計量器・引込線等の移設のお申し込みをいただいた場合。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）

以上